

過誤(通常過誤・同月過誤)とは

国保連合会で審査確定した介護給付費について請求誤り等があった場合、事業者から保険者に対して請求実績の取下げを行います。

・通常過誤

既に支払いを受けている請求を全額取り下げる過誤申立です。その後、国保連合会からの「過誤決定通知書」を確認後に、国保連合会へ再請求を行います。

・同月過誤

請求の取下げと再請求を同一月に処理する過誤申立です。事業所への支払額は、過誤処理によるマイナス分と、再請求によるプラス額を差額調整した金額となります。

過誤申立の方法

様式へ必要事項を記入の上、長寿・障がい福祉課へ御提出ください。窓口又は郵送での受付が可能です。

提出締切

通常過誤の場合は毎月15日、同月過誤の場合は毎月25日までに長寿・障がい福祉課へ「請求実績取下げ申立書」を提出してください。

利用者への返金と高額介護(予防)サービス費等の返還について

利用者へ返金については、事業者の責任において、確実に行ってください。ただし、介護サービスを利用されている方の中には、毎月一定金額以上利用した分を「高額介護サービス費」として市からお返ししている方がいます。そのため、過誤申立により利用者の自己負担額が減額になると、利用者がすでに受給している高額介護サービス費等を利用者から市へ返還していただく場合があります。そのような場合、利用者の利便を図るため、高額介護サービス費分を利用者本人ではなく、事業者から市へ返していただきますので、利用者への返還は長寿・障がい福祉課の確認が済むまでお待ちください。該当がある場合は、市から電話連絡を行います。

注意事項

・過誤申立について、通常処理結果の連絡は行いません。なお、給付実績がなく過誤申立が行えない場合(返戻等)や、エラーが発生した場合(給付管理票の修正と再請求が重複した場合は、事業所の担当者へ電話連絡を行います。

・生保単独(被保険者番号がHから始まる方)については、生活福祉課へお問合せください。また、市外の被保険者については、市外保険者へお問合せください。